

## 第18回 航空輸出入通関・航空物流等（合同）WG議事要旨

1. 日 時 : 平成27年8月5日（水）10:00～12:00

2. 場 所 : ソリッドスクエア 西館 地下1階 ホール

### 3. 議事の概要

#### (1) 議題

- ① 第5回航空・海上（合同）更改専門部会の結果報告
  - 事務局（センター）から、資料1に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ② 第6次NACCS詳細仕様（中間報告）説明会の開催概要及び説明会における主な意見・質問等
  - 事務局（センター）から、資料2に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ③ 第17回WGの意見等報告
  - 事務局（センター）から、資料3に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ④ マイナンバー（法人番号）に係る対応（2）
  - 事務局（センター）から、資料4に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ⑤ 輸出入申告官署の自由化対応（2）
  - 事務局（センター）から、資料5に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ⑥ デジタル証明書の運用の簡素化
  - 事務局（センター）から、資料6に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ⑦ 第6次NACCS EDI仕様書（1）
  - 事務局（センター）から、資料7に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ⑧ 第6次NACCS業務仕様書（1）
  - 事務局（センター）から、資料8に基づき説明の後、意見交換を行った。
- ⑨ WebNACCSについて（2）
  - 事務局（センター）から、資料9に基づき説明の後、意見交換を行った。

#### (2) 意見交換の概要

##### ◆ マイナンバー（法人番号）に係る対応（2）

○ 本提案に対して、懸念している点が3つある。（委員）

- ① NACCSから自動補完される情報の信用性が一部（輸出入者情報）において下がることを危惧している。通関業者はNACCSから自動補完される情報（JAST PROコードからの企業名称／所在地や税額／税率等）を信用して申請等を行っているのが現状である。これは長い年月をかけて培ってきたNACCSの大きなメリットであり、このメリットが損なわれることがないよう、対応をお願いしたい。

② 本日の提案は、新たに存在チェックを行うということで歓迎はするが、社名等の情報の自動補完までは行われなため、通関業者による通関審査の負担はあまり軽減されることにはならない。法人番号の導入により負担増加になるのは、導入の理念（“マイナンバー制度の導入により申請者側の負担が軽減される” というもの）からみて矛盾があるのではないか。

③ 法人番号対応に関しては、通関業者にだけ負担が求められているような印象を受ける。例えば、解決策として、本年10月から各法人に通知される法人番号を通知することに合わせて、輸出入取引のある企業に対しては、施策として同時に税関発給コードの登録を行わせるのはいかがか。

⇒ NACCSに対する信頼をお寄せいただいているのは大変有り難いことである。ご指摘の点について、現在、有符号としてNACCSに登録されている輸出入者に対するNACCSの機能は次期においても継続して提供させていただく予定である。一方、現行における無符号者の扱いについては、新たに法人番号の入力が求められることからこの対応が通関業者への負担になってしまう点は理解をしている。その為、少しでも通関業者の負担を減らすことが出来ないかという考えから今回の提案（検索機能、番号の存在確認）を行っているものである。

本提案について実施の是非についてご意見頂くとともに、更なる改善案等があればお寄せいただきたい。（事務局）

○ 通関申請時に使用する法人番号の管理責任の所在はどこかという整理が必要であり、私見としては、税関が責任を持って管理すべきではないかと考えている。例えば、AEO事業者は、現状でJASTPROコードを2つ持つケースがあるが、これらの番号管理と法人番号の関係をどのようにするのか、そのような点が整理されないと法人番号制度の導入は上手くいかないのではと懸念している。（委員）

⇒ AEO事業者に係る番号管理等の問題は関税局においても認識しており、その点は現在も検討を行っているところである。なお、法人番号の発給管理は国税庁が負うものであり、税関が管理責任を持つことにはならない。（事務局）

#### ◆ 輸出入申告官署の自由化対応（2）

○ 検査立会者は事項登録の段階で入力しなければいけないのか。現状、検査立会者は検査が決定した後に選定することがあるので、そのようなケースにも対応出来ないか。（委員）

⇒ 現状では事項登録時点で入力するいただくことを想定しているが、検査確定後に入力したいということであれば、申告変更で対応いただくことになると考えている。今後、ご指摘の点も踏まえ、必要があれば、次回以降のWGで説明させていただきたい。（事務局）

◆ 第6次NACCS EDI仕様書(1)

○「別紙EDI仕様書抜粋 4-2-19」使用可能なファイル形式について、現状では、パッケージソフトでは拡張子が大文字の場合エラーとするチェック機能があるが、自社システムの場合はサーバ側でのチェックがなされていない。次期においては、パッケージソフトとサーバの仕様を合わせていただきたい。(委員)

⇒ 第6次では、拡張子について大文字・小文字いずれも可とすることとしており、これを前提としてチェック機能も見直しを行うことにしている。(事務局)

以上